

子ども・子育て新システムの検討状況について

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
岡崎 トミ子 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
野田 佳彦 財務大臣
高木 義明 文部科学大臣
細川 律夫 厚生労働大臣
大畠 章宏 経済産業大臣
古川 元久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
林 久美子 文部科学大臣政務官
小宮山洋子 厚生労働副大臣
田嶋 要 経済産業大臣政務官
阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
内閣府副大臣（少子化対策）
【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名
【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

子ども・子育て新システム検討会
議作業グループ基本制度ワーキ
ングチーム第1回会合(平成22
年9月24日)参考4(抜粋)

平成22年6月29日「少子化社会対策会議決定」

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

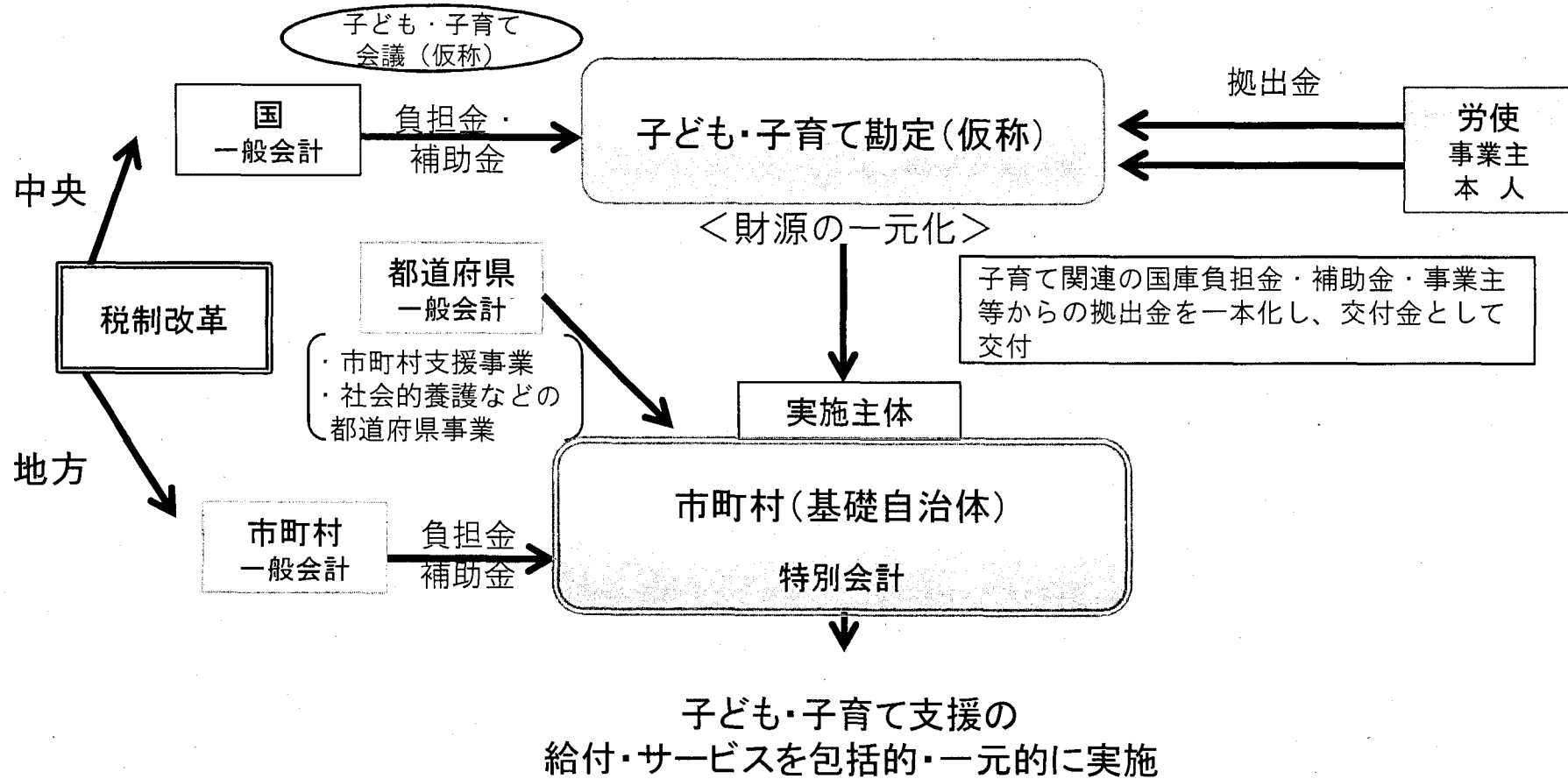
- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携 2

制度設計のイメージ

子ども・子育て新システム検討会
議作業グループ第8回会合(平成
22年10月26日)参考2(抜粋)



給付のイメージ

すべての子ども・子育て 家庭を支援する給付

個人給付

- 現金給付・・・子ども手当
- 現物給付・・・一時預かり、妊婦健診 等

市町村事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館 等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

両立支援・保育・ 幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

幼保一体給付（仮称）

- こども園=幼保一体化
- 多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス 等

放課後児童給付（仮称）

基本設計

…23年通常国会に法案を提出→25年度施行(財源確保しながら、23年度から段階的に実施)

■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業(広域調整、情報提供など)を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施(社会的養護など)

○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、地域の実情に応じた給付を実施

○ 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討

○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討

※ ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からの制度の検討

※ 地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み

給付設計

基礎給付（すべての子ども・子育て家庭支援）

個人給付

子ども手当（現金）

子育て支援（現物）
（一時預かり等）

- 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく組み合わせ
- 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
 - ・学校給食費等として学校への支払い
 - ・子育て・教育サービス等の利用券方式

妊婦健診

その他の子育て支援

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
 - …サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

…育児休業中の給付と保育サービスの切れ目ない保障

幼保一体給付（仮称）…こども園（仮称）と多様な保育サービス

こども園＝幼保一体化

- 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
- 給付の一体化…幼保一体給付（仮称）
- 機能の一体化
 - ・こども指針（仮称）の創設（→すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を保障）
 - ・資格の共通化等
- 多様な事業主体の参入

多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス 等

放課後児童給付（仮称）

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）
- イコールフットイング
 - ・施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（抜粋）

VII 都道府県が行う市町村支援事業

- 子ども・子育て支援施策のうち、広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する。

(参考) 基本制度ワーキングチームにおける各委員提出資料の抜粋

第1回(平成22年9月24日)

中島委員

子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築するにあたり、あらためて、「子どもの貧困」の解消、被虐待児対策や社会的養護の拡充など、福祉機能の充実と底上げをはかるべきである。

山縣委員

新しいシステムについては、社会的養護サービスについても対象としているとのことであるが、メンバー構成をみると、その点が十分に反映していないように見受けられる。社会的養護に関わる在宅福祉サービスはすでに市町村化しており、大きな問題はないかも知れないが、現在、県(指定都市、中核市の一部)で展開されているサービスについては、その方向が定かでない。また、母子生活支援施設のように、町村には展開しきれていないもの、子ども家庭福祉児童相談体制の改革のなかで、設立当初の内容では事業展開がしづらくなってきている、児童家庭支援センターなどの問題もある。

これらについての詳細は、厚生労働省社会保障審議会に設置されている社会的養護専門部会の意見も聞きながら、検討することが現実的でないかと考える。

○ 社会的養護・障害児などの扱い

【主な指摘】

- 社会的養護など、福祉的な給付はセーフティネットとして最も基礎の部分であり、他の財源が一元的に確保されているとしても、すべての子どもや子育てにかかわる親に影響があり得るものなので、新システムの全体像の中にはきちんと書き込むべき。【中島委員（連合）】

【整理の方向性】

- 社会的養護（虐待対応など）の扱いについては、従来からの都道府県の役割（行政の措置による利用、児童相談所の役割）を踏まえて検討。
→ （給付の議論を一通りしたのち）第7回WT（費用負担①）で議論予定
- 障害児の扱いについては、都道府県と市町村の役割分担を第7回WT（費用負担①）で議論予定。新たなこども園（仮称）における受け入れのあり方については基本制度WT・幼保一体化WT双方で議論予定。

※ 全国知事会等からも都道府県の役割について、具体的な提案をいただき議論